

MOL Group Global Tax Management Policy

1. 目的

商船三井グループでは、グループの価値観・行動規範として「MOL CHARTS」を定めており、そのなかで「常にコンプライアンスを意識し、社会規範と企業倫理に則って行動する」ことを掲げています。

グローバルに事業を展開する企業として、税の透明性を図り、適正な納税を行うことは、企業が果たすべき基本的かつ重要な社会的責任の一つと考えており、これを実現するため、商船三井グループの税に関する行動の指針となる基本方針（以下、「商船三井グループ税務方針」）を策定します。

2. 法令順守

商船三井グループは、事業で関わるすべての国・地域において適用される税に関する法令および規則をその精神とともに遵守するとともに、OECD ガイドライン等の国際税務に関するルールに準拠し、公平性を重視した納税をはじめとする税務コンプライアンス義務を適正に果たします。

3. 税務ガバナンス

商船三井グループは、本方針に沿った税務に関する行動を確保するため、本社チーフ・フィナンシャル・オフィサー（CFO）が最高責任者となり、グループ全体にわたり有効な税務ガバナンスを構築し適切に運用を行います。

4. 税務リスク管理

商船三井グループは、税務リスクを適切に把握し、重大な税務リスクを特定した場合には、必要に応じて外部専門家や税務当局への事前照会の活用等により、税務リスクを最小化するように努めます。

5. 企業価値の最大化

商船三井グループは、合理的な事業目的を有する範囲内で、法令等の遵守および制度趣旨への十分な考慮を前提に、二重課税の排除や制度目的に適合した優遇税制の適用等による税金費用の適正化・合理化を図り、財務指標の向上およびフリー・キャッシュフローの最大化を通じ企業価値の最大化に努めます。

6. 税務当局との関係

商船三井グループは、税務当局からの情報提供の要請には適時かつ適切に対応します。また、

税務当局との建設的な対話を通じて、良好な関係を構築・維持します。

7. 透明性の確保

商船三井グループは、税に関する透明性を確保し、ステークホルダーへの説明責任を果たすよう努めます。

8. 租税回避行為の禁止

商船三井グループは、各国法令等の趣旨を逸脱した税負担の軽減・回避を主な目的とする税務プランニングは行いません。特に、事業上の正当な理由なく実態を伴わない組織形態や軽課税国（いわゆるタックス・ヘイブン）の利用は行いません。

9. 移転価格

商船三井グループは、グループ内の取引について、各国の法令等や OECD 移転価格ガイドラインに従った独立企業間価格に基づき、担う機能および負担する事業リスクをふまえた価格設定を行い、事業活動を通じて得た所得が各国へ適切に配分されるよう努めます。また、各国における法令等に従い、移転価格文書を作成します。

グループ全体の税務における基本方針として「MOL Group Global Tax Management Policy」を制定し、経営会議で承認、取締役会にて報告の上、公表しています。また、当方針は商船三井の事業部門、コーポレート部門、地域部門、及び国内・国外グループ会社に適用します。

制定：2026 年 7 月 31 日

株式会社商船三井